

第七十五回帝國議會に於ける人口

問題關係の請願及建議

第七十五回帝國議會に於ける人口問題關係の請願及建議を擧ぐれば次の如くである(昭和十五年三月二十八日官報號外衆議院議事速記録第三十三號附録參照)。

- 一、助産師法制定ノ請願(法案内容については三月二十七日官報號外八三七頁參照)
- 一、産婆素質向上並救急處置認許ニ關スル請願
- 一、健康保險醫ニ對スル診療費増額支給ニ對スル請願
- 一、國民健康保險組合ニ對スル國庫補助金増額ノ請願
- 一、花柳病豫防法改正ニ關スル請願
- 一、癩豫防ニ關スル請願
- 一、健康保險診療契約改善ニ關スル請願
- 一、農家世襲財産法制定ニ關スル請願(法案内容については三月二十四日官報號外七六一頁參照)
- 一、恩給年額四百圓以下ノ受給者ニ臨時家族手當支給ノ請願
- 一、校外保導教護事業ニ關スル建議
- 一、青少年學徒ノ校外保導教護ニ關スル建議
- 一、國民生活改善ニ關スル建議
- 一、健康保險法改正ニ關スル建議
- 一、農村ノ肺結核豫防ニ關スル建議
- 一、國土綜合計畫並地方計畫確立ニ關スル建議
- 一、滿洲開拓綜合訓練機關ヲ東北地方ニ設置ニ關スル建議
- 一、勞務者厚生年金法制定ニ關スル建議

公衆衛生院に於ける人口問題の研究

一、勤勞者住宅建設計畫ノ擴充促進ニ關スル建議

本院に於ては人口の増減を主として生物學的立場より研究しつつあり。例へば出生に就て云へば婦人の生殖力が如何なるものかを明かにし年齡との關係等を明かにす。

死亡率の研究には特に醫學的立場より考察し、其の低下に就て對策を考究す。

人口の質の改善に就ては特に關心を持ち、惡質遺傳病の系統を明かにせんと努力しつつあり。本院衛生統計部に於ける人口問題研究の若干の業績次の如し。

一、婦人の平均受胎率

從來計算された出生率はある年齡の有配偶婦人中その年に出生したものが幾人あつたかといふ出生率であつた。今ある月の出生率を考へて見るに、その月の新婚者の多寡やその前月の有配偶婦人の離婚や死亡の多少は直ちにその月の有配偶婦人數に影響し、従つてその月の出生率を左右する。また流産や死産は妊婦の攝生如何によつて可成變動する。それで出生率は外的條件に支配され易い不安定なものであるといはなければならぬ。これに反し有配偶婦人中受胎者が幾人あつたかといふ受胎率では前述の外的條件による變動は大部分避けられる。しかし妊婦や分娩直後の者等の一時的な不妊者を多數含む若し有配偶婦人とさういふ一時的な不妊者を少數しか含まない稍、高年の有配偶婦人とを同等に取扱ふことは出来ないから、有配偶婦人中から妊婦や分娩直後の者等

の一時的な不妊婦人を除いて得られた見掛け上受胎可能な有配偶婦人中受胎者が幾人あつたかといふ意味での受胎率を計算する。この受胎率は有配偶婦人を全體として(個人的でなく)觀察した時の受胎率を示すものであるから、假りに平均受胎率と呼ぶことにする。

若し有配偶婦人中には妊婦や分娩直後の者等の一時的な不妊者が多數含まれてゐるから、この平均受胎率を年齡別に從來の出生率に較べると、若い年齡の有配偶婦人では特に大差を呈する。

二、婦人の眞の受胎率

(久保秀史、第三回人口問題全國協議會)
婦人の受胎率は二十歳頃が最も高く、その後は年齡が増すと共に衰へる。さて、假りにすべての婦人の受胎率が一樣に年齡と共に衰へるとすると、婦人を個人的に觀察した時、若い時のa年間に生れる子供數は多く、年をとつた時のb年間に生れる子供數は尠くなければならぬ。即ち出産間隔は年をとるに従つて延びるべきである。ところが出産間隔は母の年齡によつて差異がないことが既に明らかにされてゐる(塚原、村上、等)。

それで、婦人の受胎率は年をとつても衰へないが、他方に不妊に陥る婦人があり、その數が年齡と共に増加するので、平均としての受胎率は年齡と共に衰へるやうに見えるものと考へざるを得ない。

塚原氏の最終回出生時に於ける母の年齡分布から、婦人が不妊に陥る年齡分布を算出し、各年齡に於ける不妊者を推定した。この不妊者を有配偶婦人から控除したものは生理的に受胎可能な有配偶者で